

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

修正後	修正前
<p>第二条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次を次のように改める。</p> <p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 費用負担調整機関(第三十九条―第六十六条)</p> <p>第五章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第四十七条第一号中「第二十三条」を「第五十九条」に改め、同条第二号中「第二十五条」を「第六十一条」に改め、同条第三号中「第四十条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同条を第八十六条とする。</p>	<p>第二条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次を次のように改める。</p> <p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 指定入札機関及び費用負担調整機関</p> <p>第一節 指定入札機関(第三十九条―第五十四条)</p> <p>第二節 費用負担調整機関(第五十五条―第六十六条)</p> <p>第五章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第四十七条中「その違反行為をした」の下に「指定入札機関又は」を加え、同条第一号中「第二十三条」を「第四十四条又は第五十九条」に改め、「受けないで」の下に「入札業務又は」を加え、同条第二号中「第二十五条」を「第四十五条又は第六十一条」に改め、同条第三号中「第四十条第三項」を「第七十六条第三項若しくは第四項」に、「同項」を「同条第三項若しくは第四項」に改</p>

第四十五条中「第四条第四項又は第五条第四項の規定による命令に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第十六条第四項、第十六条の二第五項（第十九条の二において準用する場合を含む。）、第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

二 (略)

第四十五条を第八十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

第八十三条 削除

第四十四条中「第二十六条又は第三十三条第九項」を「第六十二条又は第六十九条第九項」に改め、同条を第八十二条とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。

第八十条・第八十一条 (略)

第四十条第一項中「電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者」を「一般送配電事業者、特定送配電事業

め、同条を第八十六条とする。

第四十五条中「第四条第四項又は第五条第四項の規定による命令に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

二 (略)

第四十五条を第八十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

第八十三条 第五十条第二項の規定による入札業務の停止の命令

に違反したときは、その違反行為をした指定入札機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条中「第二十六条又は第三十三条第九項」を「第六十二条第一項、第六十二条又は第六十九条第九項」に改め、同条を第八十二条とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。

第八十条・第八十一条 (略)

第四十条第一項中「電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者」を「一般送配電事業者、特定送配電事業

者、認定事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは送電事業者」に改め、同条第二項中「第十七条」を「第三十七条」に改め、同条を第七十六条とする。

(削る)

(削る)

第三十九条第三項中「一般送配電事業者等」を「電気事業者及び送電事業者」に、「再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行うに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者から託送供給等（電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等をいう。以下この項において同じ。）について説明」を「自ら維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給しようとする者から当該再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者及び送電事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続

者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者」に改め、同条第二項中「第十七条」を「第三十七条」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定入札機関に対し、入札業務の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定入札機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第四十条を第七十六条とする。

第三十九条第二項中「電気工作物」の下に（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）を加え、同条第三項中「一般送配電事業者等」を「電気事業者」に、「再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行うに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者から託送供給等（電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等をいう。以下この項において同じ。）について説明」を「自ら維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給しようとする者から当該再生可能エネルギー

すること」に、「当該託送供給等」を「当該接続に必要な費用」に、「再生可能エネルギー電気に係る託送供給等」を「再生可能エネルギー発電設備の接続」に改め、同条を第七十五条とする。

第十九条第一項第四号中「第二十九条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同条第二項第一号中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条を第五十五条とし、第四章中同条の前に次のように加える。

第三十九条から第五十四条まで 削除

第六条及び第七条を削る。

第五条の見出し中「一般送配電事業者等」を「電気事業者」に改め、同条第一項中「一般送配電事業者、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）を「電

力発電設備と当該電気事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続すること」に、「当該託送供給等」を「当該接続に必要な費用」に、「再生可能エネルギー電気に係る託送供給等」を「再生可能エネルギー発電設備の接続」に改め、同条を第七十五条とする。

第十九条第一項第四号中「第二十九条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同条第二項第一号中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条を第五十五条とし、第四章中同条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 指定入札機関

第三十九条から第五十四条 (略)

第二節 費用負担調整機関

第四章の章名を次のように改める。

第四章 指定入札機関及び費用負担調整機関

第五条から第七条までを削る。

「電気事業者」に、「前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者」を「再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者」に、「当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該一般送配電事業者等」を「当該者が維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者」に、「同法」を「電気事業法」に、「第二十九条第二項において」を「以下」に改め、同項第一号中「特定供給者」を「再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者」に改め、同項第二号中「一般送配電事業者等」を「電気事業者」に改め、同条第五項中「及び第二十七条の十第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「一般送配電事業者等」を「電気事業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「一般送配電事業者等」を「電気事業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「一般送配電事業者等」を「電気事業者」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2) 電気事業者は、その事業の用に供する変電用及び送電用の電気工作物の設置並びにその能力を向上させるための措置その他の前項に規定する接続が円滑に行われるために必要な措置を講ずるものとする。

第二章中第五条を第十六条の二とし、同条の次に次の五条及び一節を加える。

第四条第一項中「特定供給者から」を「自らが維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電氣的に接続し、又は接続しよ

（再生可能エネルギー電気の供給又は使用の義務）

第十七条（略）

（再生可能エネルギー電気卸供給約款）

第十八条（略）

（禁止行為等）

第十九条（略）

（送電事業者の接続の請求に応ずる義務）

第十九条の二 第十六条の二の規定は、電気事業法第二条第一項

第十一号に規定する送電事業者（以下単に「送電事業者」という。）について準用する。この場合において、第十六条の二第六

項中「第十七条第四項」とあるのは、「第二十七条の十第二項」と読み替えるものとする。

うとする認定事業者から」に改め、「（当該特定供給者に係る認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間（当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間）にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達すること

を約する契約をいう。以下同じ。）」を削り、第二章中同条を第十条とし、同条の次に次の四條及び一節を加える。

（再生可能エネルギー電気の供給又は使用の義務）

第十七条（略）

第十八条（略）

（禁止行為等）

第十九条（略）

（新設）

(小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気の利用に関する努力義務等)

第二十条 (略)

第五節 (略)

第四条第一項中「特定供給者から」を「自らが維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電氣的に接続し、又は接続しようとする認定事業者から」に改め、「(当該特定供給者に係る認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合)にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。以下同じ。」を削り、同条を第十六条とする。

第三条の次に次の二節及び節名を加える。

第二節 入札の実施等

(入札を実施する大規模太陽光発電設備の指定)

第四条 経済産業大臣は、供給することができる太陽光電気(太陽光発電設備(太陽光を電気に変換する設備をいう。以下この項において同じ。))を用いて太陽光を変換して得られる電気をい

(小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気の利用に関する努力義務等)

第二十条 (略)

第五節 (略)

(新設)

第三条の次に次の二節及び節名を加える。

第二節 入札の実施等

(入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等の指定)

第四条 経済産業大臣は、供給することができる再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格(以下「供給価格」という。)の額についての入札により第九条第三項の認定を受ける

う。次条第三項において同じ。）の一キロワット時当たりの価格（以下「供給価格」という。）の額についての入札により第九条第三項の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、次条から第八条までの規定による手続を実施するものとして、再生可能エネルギー発電設備の区分等のうち太陽光発電設備であつてその規模が大きいものとして経済産業省令で定めるもの（以下「大規模太陽光発電設備」という。）を指定することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

3～5 (略)

(入札実施指針)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をするときは、入札の実施に関する指針（以下「入札実施指針」という。）を定めなければならない。

ことができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、次条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、かつ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

3～5 (略)

(入札実施指針)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をするときは、当該指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（以下「入札実施指針」という。）を定めなければならない。



2 入札実施指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(削る)

一 入札に付する大規模太陽光発電設備の出力の量（第七条第三項及び第五項において「入札量」という。）

二 五 (略)

六 入札に付する大規模太陽光発電設備に係る調達期間

七・八 (略)

3 経済産業大臣は、入札実施指針を定めるに当たっては、我が国における太陽光電気の供給の量の状況、大規模太陽光発電設備の設置に要する費用の推移、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、エネルギー需給の長期見通しその他の再生可能エネルギー電気をめぐる情勢を勘案するものとする。

4 経済産業大臣は、入札実施指針を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

2 入札実施指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

二 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量（第七条第三項及び第五項において「入札量」という。）

三 六 (略)

七 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達期間

八・九 (略)

3 経済産業大臣は、入札実施指針を定めるに当たっては、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用の推移、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、エネルギー需給の長期見通しその他の再生可能エネルギー電気をめぐる情勢を勘案するものとする。

4 経済産業大臣は、入札実施指針を定めようとするときは、当該入札実施指針に基づき実施される入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、かつ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

5 (略)

6 経済産業大臣は、前項の規定による公表後速やかに、入札実施指針(第二項第五号及び第六号に掲げる事項に係る部分に限る。)を国会に報告しなければならない。

7 (略)

(再生可能エネルギー発電事業計画の提出)

第六条 入札に参加しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(入札の実施)

第七条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、入札において、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる大規模太陽光発電設備の出力及び供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価の参加者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定するものとする。

4 (略)

5 前二項の場合において、最後の順位の落札者の再生可能エネ

5 (略)

6 経済産業大臣は、前項の規定による公表後速やかに、入札実施指針(第二項第六号及び第七号に掲げる事項に係る部分に限る。)を国会に報告しなければならない。

7 (略)

(再生可能エネルギー発電事業計画の提出)

第六条 入札実施指針において定められた再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る入札に参加しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(入札の実施)

第七条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、入札において、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価の参加者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定するものとする。

4 (略)

5 前二項の場合において、最後の順位の落札者の再生可能エネ

ルギー発電設備の出力と他の落札者の大規模太陽光発電設備の出力との合計の出力の量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかったものとする。

6 〵 9 (略)

(削る)

(入札の落札者における調達価格等)

第八条 経済産業大臣は、入札実施指針に従い、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における大規模太陽光発電設備に係る調達価格等を定め、これを告示しなければならない。

2 (略)

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

ルギー発電設備の出力と他の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力との合計の出力の量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかったものとする。

6 〵 9 (略)

10 経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定入札機関」という。)に、入札の実施に関する業務(以下「入札業務」という。)を行わせることができる。

(入札の落札者における調達価格等)

第八条 経済産業大臣は、入札実施指針に従い、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等を定め、これを告示しなければならない。

2 (略)

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一〇四 (略)

五 再生可能エネルギー発電設備が第四条第一項の規定による指定をした再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請が第五条第二項第七号に掲げる期限までに行われたものであること。

ロ・ハ (略)

4〇6 (略)

附則第十条第一項中「東日本大震災」の下に「(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)」を加え、「(平成十四年法律第七十一号)」を削り、同条第二項中「第十六条」を「第三十六条」に改め、同条第四項中「第十八条」を「第三十八条」に改め、同条に次の一項を加える。

6 政府は、原子力発電施設により供給される電気の利用から再生可能エネルギー発電設備により供給される電気の利用への転換に資することとなるよう、電源開発促進税の収入額のうち相当の額を充てることを含め再生可能エネルギー発電設備の利用の促進及び安全の確保並びに再生可能エネルギー発電設備による電気の供給の円滑化を図る等のための措置(電気事業者及び

一〇四 (略)

五 再生可能エネルギー発電設備が第四条第一項の規定による指定をした再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請が第五条第二項第八号に掲げる期限までに行われたものであること。

ロ・ハ (略)

4〇6 (略)

附則第十条第一項中「東日本大震災」の下に「(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)」を加え、「(平成十四年法律第七十一号)」を削り、同条第二項中「第十六条」を「第三十六条」に改め、同条第四項中「第十八条」を「第三十八条」に改め、同条を附則第二条とし、附則第十一条を附則第三条とする。

(新設)

送電事業者によるその事業の用に供する変電用及び送電用の電気工作物の設置並びにその能力を向上させるための措置に対する支援を含む。）に係る財源について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第十条を附則第二条とし、附則第十一条を附則第三条とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に關する特別措置法附則第十条に一項を加える改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十九条までの規定公布の日
- 二 第一条の規定及び次条の規定 平成二十八年十月一日
- 三 第三条の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

#### 第十三条 (略)

2 前項の規定により指定された大規模太陽光発電設備（新法第四

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十二条から第十九条までの規定 公布の日
- 二 第一条の規定及び次条の規定 平成二十八年十月一日
- 三 第三条の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

#### 第十三条 (略)

2 前項の規定により指定された再生可能エネルギー発電設備の区

条第一項に規定する大規模太陽光発電設備をいう。)及びこれに係る入札実施指針は、施行日において、それぞれ同条第一項の規定により指定され、及び新法第五条第一項の規定により定められたものとみなす。

第十四条 削除

分等(新法第三条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。)及びこれに係る入札実施指針は、施行日において、それぞれ新法第四条第一項の規定により指定され、及び新法第五条第一項の規定により定められたものとみなす。

第十四条 新法第七条第十項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新法第三十九条から第四十一条まで、第四十二条第一項及び第二項、第四十七条並びに第五十条第一号の規定の例により行うことができる。

2) 前項の規定により行った行為は、施行日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。